

堺市監査委員公表第 16 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年 2 月 4 日に監査委員
に提出された住民監査請求について、監査委員の合議によりその結果を下記の
とおり決定したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 2 年 3 月 31 日

堺市監査委員	西	川	良	平
同	裏	山	正	利
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

住民監査請求に係る監査結果

(令和2年2月4日請求)

<物品購入に係る損害賠償請求について>

目 次

堺市監査委員公表第16号

<監査の結果>

<理由>

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	監査請求書の提出	P 1
3	監査請求書の記載内容	P 1
第2	監査の実施	P 7
1	要件審査及び請求の受理	P 7
2	請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与	P 7
3	監査対象部局	P 7
4	監査対象部局からの事情聴取等	P 7
第3	監査委員の判断	P 9
1	本件の監査対象事項	P 9
2	公正取引委員会による行政処分について	P 9
3	本市の有する債権について	P10
4	本市の対応について	P12
5	結論	P13

記

監査の結果

本件監査請求をいずれも棄却する

理由

第1 監査の請求

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 監査請求書の提出

令和2年2月4日

3 監査請求書の記載内容

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、堺市長に対し、富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルから下記の各契約に関して下記の金員を市に支払わせるための必要な措置（時効中断措置も含む。）をとることを勧告するよう求める。

記

本件契約1（第2, 1）

富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラル 8232万円及び利息
ないし遅延損害金

本件契約2（第2, 2）

富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラル 2億5180万円及び
利息ないし遅延損害金

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約（その1）

(1) 契約

堺市（以下「市」という。）は、消防救急デジタル無線共通波設備の物品供給を指名競争入札の方法により発注した（件名「消防救急デジタル無線共通波設備」）。

これに対し、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、株式会社富士通（以下「富士通」という。）が入札し、その結果、富士通が、1回目の入札で、3億9200万円（消費税抜き）

で落札した。

そして、市と富士通は、平成 24 年 5 月 14 日、契約金額 4 億 1160 万円（消費税込み）で、消防救急デジタル無線共通波設備の物品供給契約（以下「本件契約 1」という。）を仮契約として締結し、その後、堺市議会の議決を経て、本契約となった。本件契約 1 には、下記の規定がある。

記

第 19 条（不正な行為等に係る賠償額の予約）

乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の 10 分の 2 に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反するとして、独禁法第 7 条、第 8 条の 2 又は第 20 条の規定による排除措置命令（独禁法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第 8 章第 2 節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反するとして、独禁法第 7 条の 2 第 1 項（独禁法第 7 条の 2 第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項、第 20 条の 2、第 20 条の 3、第 20 条の 5 又は第 20 条の 6 の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第 8 章第 2 節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、独禁法第 7 条の 2 第 1 項（独禁法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
- (4) 本項第 1 号及び第 2 号に規定する審決に対して、乙が独禁法

第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると甲が認めるとき。

2 前項（第 5 号及び第 6 号を除く。）の規定は、独禁法第 7 条の 2 第 6 項に規定する事前通知の対象となる行為であって甲が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成 29 年 2 月 2 日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第 3 条違反（以下「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係 5 社に排除措置命令（平成 29 年（措）第 1 号）を、日立国際電気を除く 4 社に課徴金納付命令（平成 29 年（納）第 1 号ないし 4 号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(3) 市の有する債権

富士通は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、富士通はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件物品供給の価格の公正が害されたと認定されている。富士通には、本件契約 1 の第 19 条第 1 項第 1 号乃至第 6 号に該当する事由がある。

よって、市は富士通に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約 1 に基づく賠償金請求権として、契約金額の 10 分の 2 である 8232 万円及びこれに対する本件契約 1 第 19 条第 1 項に基づ

く利率ないし年 5 %の割合による利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

また、富士通ゼネラルとその代理店等として受注した富士通は、市に対し、共同不法行為の関係にあるので、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、契約金額の 10 分の 2 に相当する 8232 万円及びこれに対する契約金の支払日から支払済みまで年 5%の利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

2 監査請求にかかる契約（その 2）

(1) 契約

市は、消防救急デジタル無線活動波設備の物品供給を指名競争入札の方法により発注した（件名「消防救急デジタル無線活動波設備」）。

これに対し、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、株式会社富士通（以下「富士通」という。）が入札し、その結果、富士通が、1 回目の入札で、11 億 7000 万円（消費税抜き）で落札した。

そして、市と富士通は、平成 24 年 7 月 26 日、契約金額 12 億 2850 万円（消費税込み）で、消防救急デジタル無線活動波設備の物品供給契約（以下「本件契約 2」という。）を仮契約として締結し、その後、堺市議会の議決を経て、本契約となった。その後、消費税率の改正に伴い契約金額は、12 億 5904 万円に増額された（仮契約平成 26 年 1 月 20 日）。本件契約 2 には、下記の規定がある。

記

第 19 条（不正な行為等に係る賠償額の予約）

乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の 10 分の 2 に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反するとして、独禁法第 7 条、第 8 条の 2 又は第 20 条の規定による排除措置命令（独禁法第

2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。)を受けた場合であつて、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2)独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項(独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であつて、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3)前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金を納付すべき場合であつて、納付命令を受けなかったとき。

(4)本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5)乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(6)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると甲が認めるとき。

2 前項(第5号及び第6号を除く。)の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であつて甲が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(2) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第3条違反(以下「本件談合」という。)が

あったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(3) 市の有する債権

富士通は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、富士通はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件物品供給の価格の公正が害されたと認定されている。富士通には、本件契約2の第19条第1項第1号乃至第6号に該当する事由がある。

よって、市は富士通に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約2に基づく賠償金請求権として、契約金額の10分の2である2億5180万円（1万円未満切り捨て）及びこれに対する本件契約2第19条第1項に基づく利率ないし年5%の割合による利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

また、富士通ゼネラルとその代理店等として受注した富士通は、市に対し、共同不法行為の関係にあるので、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、契約金額の10分の2に相当する2億5180万円及びこれに対する契約金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

3 時効中断の措置が求められること

既に述べたとおり、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は富士通ゼネラルとの関係では確定していないものの、上記1(3)、2(3)で述べた市の富士通及び富士通ゼネラルの債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権を含んでおり、これらの請求権は、上記命令の確定とは無関係に、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令のあった令和2年2月2日ころに消滅時効が完成するおそれがある。この点、富田林市においては、時効中断の措置を既に行っている（添付書類5）。市がこれらの措置を怠り、上記の債権が消滅した場合、堺市長及び当該手続に関与した者らは、市に対し、巨額の損害を与えたと言わざるを得ず、同人らは、市に対し、損害賠償義務を負うことになる。

第3 結論

以上の通り、市は、富士通及び富士通ゼネラルに対して上記の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

(原則として、原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。)

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

監査の実施に当たり、本件請求が地方自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を具備しているか否かについて審査を行った。

この結果、本件請求は、財産管理の権限を有する市長が、本市の有する債権の行使を怠る事実があることを主張するものと解され、これらを証する書面も添付されていることから、住民監査請求の要件を具備していると認め、令和 2 年 2 月 18 日にこれを受理した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項に規定する陳述の機会を付与したが、令和 2 年 2 月 22 日付けで陳述を行わない旨の申出があった。また、提出期限を同年 3 月 11 日 10 時として証拠の提出を求めたが、提出はなかった。

3 監査対象部局

消防局（警防部 通信指令課）

4 監査対象部局からの事情聴取等

本件請求について、令和 2 年 2 月 18 日に市長に対して請求に係る意見書の提出を求め、同年 2 月 26 日に提出された。また、監査対象部局の職員から、本件請求に関する事実及び意見について事情を聴取した。

それらの概要は以下のとおりである。

(1) 事情を聴取した者

(消防局)

通信指令課長、同課長補佐

(2) 本件請求に関する市長等の意見等

ア 市の有する債権について

本市は、平成 24 年 5 月から平成 25 年 7 月までに実施した消防救急デジタル無線設備の物品購入に関する 3 件の入札について、契約相手方である富士通株式会社並びに公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社並びに株式会社日立国際電気（排除措置命令のみ）の計 6 社による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）により禁止されている不当な取引制限によって損害を被り、その適正な賠償を受けるため、6 社に対して、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 719 条（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求権を有しており、これを行わせることを妥当と考えている。

イ 催告について

令和元年 12 月 26 日付けで富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルを含めた無線機器製造業者 5 社の計 6 社に対して、下記のとおり内容証明郵便による損害賠償請求の督促を行い、令和 2 年 2 月 1 日とされていた民法上の時効完成の時期を 6 か月延ばした。

まず、富士通株式会社に対する損害賠償請求については、本件各物品売買契約書第 19 条又は民法第 719 条に基づき、契約金額の 20 パーセントに相当する 3 億 4345 万 8000 円及び消防救急デジタル無線共通波設備（上記契約金額から独占禁止法違反に関係のない J アラート設備分 217 万 5 千円を控除した金額、4 億 942 万 5 千円）の 20 パーセントに相当する 8188 万 5 千円に対する平成 25 年 4 月 25 日から、消防救急デジタル無線活動波設備の 20 パーセントに相当する 2 億 5180 万 8 千円に対する平成 28 年 10 月 25 日から、消防救急デジタル無線可搬型無線装置の 20 パーセントに相当する 976 万 5 千円に対する平成 26 年 4 月 21 日から支払済みまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率（2.7 パーセント）で計算した額の利息を加算した額の遅延損害金を令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう内容証明郵便で請求した。

次に、株式会社富士通ゼネラルを含めた無線機器製造業者 5 社に対する損害賠償請求については、独占禁止法第 25 条又は民法第 719 条に基づき、契約金額の 20 パーセントに相当する 3 億 4345 万 8000 円及び消防救急デジタル無線共通波設備（上記契約金額から独占禁止法違反に関係のない J アラート設備分 217 万 5 千円を控除した金額、4 億 942 万 5 千円）の 20 パーセントに相当する 8188 万 5 千円に対する平成 25

年 4 月 25 日から、消防救急デジタル無線活動波設備の 20 パーセントに相当する 2 億 5180 万 8 千円に対する平成 28 年 10 月 25 日から、消防救急デジタル無線可搬型無線装置の 20 パーセントに相当する 976 万 5 千円に対する平成 26 年 4 月 21 日から支払済みまで、年 5 分（5 パーセント）の割合による遅延損害金を令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう内容証明郵便で請求した。

ウ 訴えの提起について

上記、損害賠償金の支払期限である令和 2 年 1 月 20 日までにいずれの者からも支払がなかったため、令和 2 年第 1 回市議会の議決後、上記 6 社に対して損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起する予定である。

第3 監査委員の判断

1 本件の監査対象事項

住民監査請求書の記載によると、請求人は、堺市長に対し、富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルから本件契約 1, 2（以下、この 2 件の契約を「本件契約」という。）に関してその主張する金員を市に支払わせるための必要な措置（時効中断措置も含む。）をとることを勧告するよう求め、その請求理由として、公正取引委員会が平成 29 年 2 月 2 日に無線機器メーカー 5 社に対し、独占禁止法第 3 条の規定に違反があるとし、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことにより、本市は不法行為に基づく損害賠償請求権ないし契約書に基づく損害賠償請求権を有すること、また、不法行為に基づく損害賠償請求権は令和 2 年 2 月 2 日頃に消滅時効が完成するおそれがあること、市はこれらの債権を有しているにもかかわらず必要な措置をとっていないことをあげている。

以上により、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する財産の管理に怠る事実があるかを監査対象とした。

2 公正取引委員会による行政処分について

(1) 不当な取引制限の禁止について

独占禁止法では、「他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」を「不当な取引制限」とし、同法第 3 条においてこれを禁止している。

また、同法第 7 条第 2 項において、公正取引委員会は、第 3 条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる」と規定されている。

さらに、同法第 7 条の 2 第 1 項においては、公正取引委員会は、不当な取引制限をした事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命じなければならないと規定されている。

(2) 排除措置命令及び課徴金納付命令について

全国の市町村で平成 22 年度から実施された消防救急無線のデジタル化事業に関して、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会は、平成 29 年 2 月 2 日に、同法第 7 条第 2 項の規定により、消防救急デジタル無線機器のメーカーである、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の 5 社（以下、当該 5 社という。）に対して排除措置命令を下した。また、同日、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、株式会社日立国際電気を除く 4 社に対して課徴金納付命令を下した。

3 本市の有する債権について

上記のように、当該 5 社に対して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（以下、当該命令という。）が下されたことを受けて、本件契約に関して本市が富士通株式会社及び当該 5 社に対して有する債権として以下のものが考えられる。

(1) 契約書に規定する「不正な行為等に係る賠償額の予約」について

ア 本件契約の契約書第 19 条第 1 項には、「乙（受注者）は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲（発注者）が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の 10 分の 2 に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。」と規定されている。

イ 契約書第 19 条第 1 項中の「次の各号のいずれかに該当するときは」について、第 1 号では独占禁止法違反による排除措置命令（不当廉売等に係るものを除く）を受け、当該命令が確定したときと規定されてい

る。また、第 2 号では課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したときと規定されている。

ウ 本件契約の受注者である富士通株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けてはいないが、当該排除措置命令書の別紙 2 における「納入予定メーカー」の定義の中で、「消防救急デジタル無線機器（富士通ゼネラルが富士通株式会社から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者」と記載されていることから、富士通株式会社が契約を受注し、株式会社富士通ゼネラルが製造した無線機器を納入する契約についても、当該命令に関して公正取引委員会に認定した違反行為に含まれる。また、当該課徴金納付命令書の別紙 3「課徴金算定対象物件一覧」に本件契約も記載されている。

エ 株式会社富士通ゼネラルは、当該命令に対し取消訴訟を提起しており、係争中であることから、当該命令は株式会社富士通ゼネラルに対しては確定していない。ただし、他の 4 社（課徴金納付命令に関しては他の 3 社）に対しては、当該命令は確定している。

(2) 共同不法行為に基づく損害賠償請求権について

ア 公正取引委員会は、当該排除措置命令の理由において、当該 5 社は、共同して、消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたと認定している。また、当該 5 社は、自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて機器を納入していたとしており、富士通株式会社を株式会社富士通ゼネラルの代理店等とみなしている。

イ 民法第 709 条には、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されている。また、同法第 719 条では、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。」と規定されている。

ウ 当該 5 社及び富士通株式会社は、共同して受注調整を行い、公正な競争が確保された場合に形成されたとであろう正常な価格と比較して不当に高い価格で落札し、本市に損害を与えた。この行為は、独占禁止法違反であり、当該 5 社及び富士通株式会社は、民法第 719 条に基づ

き、当該行為により本市が被った損害を共同不法行為者として賠償する責任があると考えられる。

4 本市の対応について

(1) 催告について

本市は、令和元年 12 月 26 日付け内容証明郵便で、本件契約の受注者である富士通株式会社に対しては、本件契約の契約書第 19 条又は民法第 719 条に基づき、契約金額（ただし、独占禁止法違反に関係のない経費は除く）の 20 パーセントに相当する金額に遅延損害金を加えた金額を令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう請求するとともに、期日までに支払がなされない場合は、法的措置をとる旨を通知している。

次に、株式会社富士通ゼネラルを含む当該 5 社に対しては、令和元年 12 月 26 日付け内容証明郵便で、民法第 719 条に基づき、契約金額（ただし、独占禁止法違反に関係のない経費は除く）の 20 パーセントに相当する金額に遅延損害金を加えた金額を令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう請求するとともに、期日までに支払がなされない場合は、法的措置をとることを検討している旨を通知している。

(2) 時効の中断について

ア 民法第 724 条には、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。」と規定されている。

本市は、公正取引委員会の当該命令により、本件契約に関する不法行為の内容を知りえたと考えられるため、本件契約に係る損害賠償請求権を当該命令が発せられた平成 29 年 2 月 2 日を基準とすれば令和 2 年 2 月 1 日までに行使しなければ時効により消滅する。

イ 本市は、令和元年 12 月 26 日付けで上記のとおり富士通株式会社及び当該 5 社に対して内容証明郵便による損害賠償請求を行った。この請求は、民法第 153 条の催告にあたり、6 箇月以内に、裁判上の請求を行うことで時効の中断の効力が発生する。

(3) 裁判上の請求について

ア いずれの事業者からも指定した期日までに支払は行われなかった。

イ 本市が損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起するには、地方自治法第 96 条の規定により議会の議決が必要となる。本件訴えの提起

は、令和2年第1回市議会の案件として上程され、令和2年3月27日に議決された。

5 結 論

請求人は、本市の有する債権について時効中断を含む必要な措置をとることを勧告するように求めているが、以上のように、本市は既に催告を行い、さらに早急に裁判上の請求を行うために、訴えの提起を議案として議会に上程しすでに議決を得ているなど、本市の有する債権について債権管理上必要な措置をとっており、地方自治法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実があるとは認められないため、請求には理由がない。

よって、監査の結果のとおり決定する。

以上